

補助金調書

| | | | | | |
|---|---|--|-----------|--------------|--|
| 補助金名 | 人権啓発地域推進組織補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 教育委員会総務部人権・同和教育課 (TEL 092-711-4669) |
| 交付先 | 団体 | 各校区人権啓発地域推進組織 | | 区分 | その他の補助金 |
| 交付先決定方法 | 公募 | (公募の場合) 公募時期 | | 通年 | |
| (公募の場合) 応募要件 | 補助金の交付先等 (1) 補助対象事業者は、小学校区または複数小学校区を単位とする「人権啓発地域推進組織」とする。なお、人権啓発地域推進組織とは、単位内の自治会・町内会及び校区単位の種類団体・機関等により構成され、各単位に一団体ずつ設置された組織をいう。 (2) 学校の統廃合に伴い、新たな小学校区となった地域においては、旧小学校区を単位とすることができる。 | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | / | | | | |
| 補助開始年度 | 平成6 | 年度 | 経過年数 | 33 | 年度 |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 【目的】 様々な人権問題の解決を目指す学習啓発活動を地域ぐるみで行っている組織の活動を助成し、もって、人権を尊重し、人の多様性を認め合うまちづくりに寄与するもの。 【対象事業】 ・人権啓発地域推進組織の役員・委員など指導者を対象とした研修に要する経費 ・広く校区民に啓発することを目的として行われる取組みに要する経費 | | | | |
| 補助金の終期 | 令和10 | 年度 | 延長回数 | 3 | 回 |
| 終期を延長する理由 | 人権啓発地域推進組織は、小学校区を単位として様々な人権問題の解決を目指し、学習啓発活動を行う組織であり「すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めるためには、このような地域ぐるみの自主的・主体的な学習啓発活動が更に活性化していくよう支援していくことが必要であるため。 | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | 定額 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○対象事業 ・会議、事務費 ・研修活動費 ・啓発、広報活動費 ○算定方法・考え方 1校区あたり、25万円を交付。ただし、複数校区では1小学校区増えるごとに7万円を追加。 | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | 146 件 | 146 件 | 145 件 | 件 |
| | 36,890 千円 | 36,391 千円 | 35,996 千円 | 35,783 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 講演会、地域別人権学習会、人権映画フォーラム、人権のつどい等集会、フィールドワーク、各種研修会への参加、広報紙の発行、啓発看板・横断幕の設置、人権カレンダーの作成配布、人権標語やポスターの募集、啓発グッズの作成配布等 | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 令和7年度に実施した人尊協活動のアンケートにおいて、93.2%の組織が「活動の効果が上がっている」と回答しており、市民の人権問題への関心と認識が一定程度深まっていると考えられる。 | | | | |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。